

# 乙第32号証

## 陳述書

令和2年3月19日

大阪府労働委員会 御中

学校法人スバルが丘学園  
学園法人局室長 村上雅彦

- 私は平成31年1月7日から、神戸第一高等学校（以下「当校」といいます。）を運営する学校法人スバルが丘学園（以下「当法人」といいます。）に勤務しており、平成31年4月1日からは学園法人局室長として、本件の窓口となっています。
- 当校の職員が加入する大阪教育合同労働組合（以下「本組合」といいます。）は、2019年3月15日付書面をもって当法人に対し組合加入通知及び団体交渉申入れを行いました。

当時の担当者はすでに退職しており、私は当時担当していなかったので詳細は把握していませんが、本組合が求める3月26日午後1時からの学校内での団体交渉については、年度末の多忙な時期の急な申し出であったこともあり、取り急ぎ申し出を受けられない旨の回答を行い、その後4月10日午後6時から神戸労働会館内の貸会議室において団体交渉を実施することを提案したと聞いています。

- その後、私が本組合との団体交渉実施に関する窓口となり、本組合の山下恒生顧問と電話やメールで折衝したのですが、結局団体交渉の実施には至らず、本件の不当労働行為救済申立てがなされるに至りました。
- 当法人からは、前記のとおり、神戸労働会館内の貸会議室で就業時間後である午後6時から団体交渉を行うこと、またその際それぞれ出席者の人数及び氏名を事前に通知すること等を提案しました。

団体交渉の実施方法は労使双方が協議のうえ決定されるべきものであり、当法人として当初の提案に必ずしもこだわるものではありません。当法人

としては、本組合から日時場所や実施方法について提案があれば検討の上柔軟に対応したいと考えていることは現在も同様です。

このため、例えば、人数については本組合の希望である6～8名という提案や録音を認めることを了解しました。

日時場所についても本組合の意見があれば具体的に提示してもらいたい旨繰り返し連絡したのですが、本組合からは就業時間内に当校内にて団体交渉を行いたいとの申し出があるばかりでした。

5. 場所について当校外の会議室を提案したのは、神戸労働会館は関係者全員にとって都合が良い場所であると考えたからです。

団体交渉の開催場所について、本組合は、当校の本校内において行うこと強く求めておられます。生徒が在校する時間を考えても、適切な場所の確保は困難であり、本組合に加入していない職員も多数いると思われること等の理由から、学校内での団体交渉の実施は困難です。

本校では、平日は生徒が帰宅した午後6時30分ころ以降午後7時ころを目途に、警備会社において各教室・会議室等校内を巡回して施錠確認をする等の警備を行っています。

これより後の時間まで団体交渉が行われた場合、警備会社による施錠確認は完全に実施できることとなってしまいますので、その観点からも、本校内で団体交渉を実施することは難しいと考えています。

6. また、当校は、本校（神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地。神戸市営地下鉄「新神戸駅」から徒歩約10分）及び西キャンパス（兵庫県神戸市西区平野町慶明富士183。JR「明石駅」（「三ノ宮駅」より15分）より神姫バス乗車（西神中央行き） 平野八幡神社前下車徒歩1分）にキャンパスを構えており、各職員は両キャンパスにおいて業務に従事しています。

西キャンパスに勤務する職員が団体交渉に参加する場合を考えると、本校まで戻ってくるよりもターミナル駅である三ノ宮駅のほうが利便性は高いと思います。

このようなことも考慮して、当法人は、本校からは一駅、西キャンパス

からもＪＲ等で交通の便の良い三ノ宮駅から徒歩5分という場所にある神戸労働会館で団体交渉を行うことを提案しました。

しかし、本組合がこれに応じていただけないことから、学校からより近い、神戸芸術センター内の貸会議室も提案しました。同センターは本校から徒歩約10分の距離にあり、本校を起点に関係者が移動するとしても学校の各校舎内の移動と比較して大きな差異はないと考えています。

もちろん、これら以外であっても、本組合から開催場所について具体的な提案があれば真摯に検討したいと考えています。

7. 団体交渉の開始時刻についてですが、当法人の就業時間は午後5時15分までであり、各職員はそれぞれの業務があるため、業務時間外に団体交渉を行うことが適切であると考えています。
8. 出席者の人数や氏名の事前通知については、信頼関係を構築して団体交渉を円滑に実施するためには双方の人数や出席者を相互に通知するのが適切であると考えたためです。

この提案については、本組合からは当初強い反論もなかったので、当法人としては了解してもらったものと考えていました。

しかし、その後、本組合から1週間前までの事前通知は組合自治に反するとの申し出がなされたのです。

もちろん、本組合からどなたが出席されるかについて当法人から意見をさしはさむ意図は全くありませんので、本組合の回答を見ても、本組合は氏名の事前通知自体には反対されていないと考え、前日までの事前通知を提案しました。

なお、現在まで、本組合からは出席者の事前通知に反対する理由について具体的な説明はありませんが、もし本組合がどうしても難しいということであれば前日の通知がなくても仕方ないと考えています。

ただ、仮に学校内で団体交渉を行うこととなった場合、学校の保安上、来校者の氏名は事前に連絡してもらう必要があります。

以上